

# INTERIOR PLANNER

## 令和7年度 インテリアプランナー試験案内

**インテリアプランナー試験**は、インテリア設計等を行う上で必要な専門的知識及び技能について審査を行います。

試験は学科試験及び設計製図試験により構成され、**原則として学科試験に合格した者が設計製図試験を受験することができます**。設計製図試験に合格して登録を受けることにより、**＜インテリアプランナー＞の称号**が付与されます。また、学科試験に合格して登録を受けることにより、**＜アソシエイト・インテリアプランナー＞（准インテリアプランナー）の称号**が付与されます。

なお、現在**約5,125名**がインテリアプランナーとして登録され、インテリア設計等の分野で活躍しています。

インテリアプランナー資格制度は、昭和62年度に創設され、平成12年度までは国土交通大臣が認定する事業として公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という）により実施されました。平成13年度より従来の制度を引継ぎ、センター独自の資格制度として実施しています。

### ■インテリアプランナー資格制度概要

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| インテリアプランナー試験        | ①学科試験及び設計製図試験により構成され、原則として学科試験に合格した者が設計製図試験を受験することができます。ただし、アソシエイト・インテリアプランナー及び建築士（一級・二級・木造）については、学科試験が免除されます。<br>②学科試験は、受験資格の制限がなく、どなたでも受験できます。<br>③学科試験の出題数：50問（試験時間2時間30分）<br>④設計製図試験は、当年度及び前4年度（令和3～6年度）の学科試験合格者、アソシエイト・インテリアプランナー、建築士（一級・二級・木造）が受験することができます。      |
| インテリアプランナー登録        | ①設計製図試験に合格後、所定の登録要件を満たす者は、登録を受けることにより＜インテリアプランナー＞の称号が付与されます。<br>②登録期限については、原則として設計製図試験合格後5年以内です。登録期限超過の場合、インテリアプランナー更新講習を修了することにより登録として取り扱われます。<br>③登録後有効期間は5年です。再度登録するためにはインテリアプランナー更新講習を修了する必要があります。登録後有効期間が超過した場合、インテリアプランナー更新講習修了後、所定の登録要件を満たすことにより再度登録として取り扱われます。 |
| アソシエイト・インテリアプランナー登録 | ①学科試験合格後5年以内に登録を受けることにより、＜アソシエイト・インテリアプランナー＞（准インテリアプランナー）の称号が付与されます。なお、学科試験合格後5年を超過した場合、その登録機会を喪失します。<br>②登録後有効期間は5年です。再度登録するためにはインテリアプランナー更新講習を修了する必要があります。登録後有効期間が超過した場合、その登録機会を喪失します。                                                                               |

| 公益財団法人 建築技術教育普及センター |          |                  |           |               |
|---------------------|----------|------------------|-----------|---------------|
| 本部・支部名              | 〒        | 所在地              |           | 電話            |
| 本部・関東支部             | 102-0094 | 東京都千代田区紀尾井町3-6   | 紀尾井町パークビル | 050(3645)8824 |
| 北海道支部               | 060-0042 | 札幌市中央区大通西5-11    | 大五ビル      | 011(221)3150  |
| 東北支部                | 980-0824 | 仙台市青葉区支倉町2-48    | 宮城県建設産業会館 | 022(223)3245  |
| 東海北陸支部              | 460-0008 | 名古屋市中区栄4-3-26    | 昭和ビル      | 052(261)6816  |
| 近畿支部                | 540-6591 | 大阪市中央区大手前1-7-31  | OMM       | 06(6942)2214  |
| 中国四国支部              | 730-0051 | 広島市中区大手町2-11-15  | 新大手町ビル    | 082(245)8055  |
| 九州支部                | 812-0013 | 福岡市博多区博多駅東2-8-10 | TOFUKU3   | 092(471)6310  |

センターホームページで、制度案内、受験・資格に関するQ&A等の情報を提供しています。<https://www.jaeic.or.jp/>

## 1. 試験の構成

### 1-1. 試験の構成及び受験資格

- ①試験は、学科試験及び設計製図試験について行い、設計製図試験の合格者がインテリアプランナーの合格者となります。
- ②学科試験は、受験資格の制限はなく、誰でも受験できます。
- ③設計製図試験は、当年度の学科試験合格者又は次に掲げる学科試験を免除される者に限り受験することができます。
  - 前4年度（令和3～6年度）学科試験の合格者
  - アソシエイト・インテリアプランナー
  - 建築士（一級・二級・木造）

### 1-2. 学科試験の構成

|      |                                               |
|------|-----------------------------------------------|
| 出題数  | 50問                                           |
| 出題形式 | 四肢択一式                                         |
| 出題分野 | インテリア計画   インテリア装備<br>インテリア施工   インテリア法規   建築一般 |

### 1-3. 設計製図試験の構成

|         |                                                    |
|---------|----------------------------------------------------|
| 出題内容    | 建築物における空間の使われ方、生活のイメージが判るようなインテリア設計                |
| 要求図書の種類 | 設計主旨、平面図、断面図、展開図、天井伏図、透視図、一部詳細図、仕上表、家具表 等のうち指定するもの |
| 設計課題の発表 | 設計課題は8月29日（金）に公表予定                                 |

## 2. 受験申込区分

### 2-1. 「学科試験」

「学科試験」を受験する申込区分です。

### 2-2. 「設計製図試験」

「設計製図試験」を受験する申込区分です。

## 3. 受験申込の受付等

### 3-1. 受験申込の受付等（前期）

●対象：「学科試験」又は「設計製図試験」の受験申込者

- ①受験申込の受付期間  
令和7年3月17日（月）～4月18日（金）
- ②受付場所   （公財）建築技術教育普及センターHP内  
インテリアプランナー申込案内サイト
- ③申込方法   原則インターネット申込

### 3-2. 受験申込の受付等（後期）

●対象：「設計製図試験」の受験申込者

- ①受験申込の受付期間  
令和7年9月1日（月）～9月26日（金）
- ②受付場所   （公財）建築技術教育普及センターHP内  
インテリアプランナー申込案内サイト
- ③申込方法   原則インターネット申込

### 3-3. 受験手数料

- |          |               |
|----------|---------------|
| 「学科試験」   | 9,900円（消費税込）  |
| 「設計製図試験」 | 16,500円（消費税込） |

## 4. 受験申込に必要なもの

- ① 顔写真データ（5MB以内、jpg形式）
- ② 資格証の電子ファイル（資格による学科免除の場合）
- ③ 戸籍抄本の電子ファイル（②と現在の氏名が異なる場合）

## 5. 試験スケジュール及び試験地

### 5-1. 試験日・時間

| 試験日                   | 試験の区分  | 時間                  |
|-----------------------|--------|---------------------|
| 令和7年<br>6月22日<br>（日）  | 学科試験   | 12:00～14:30（2時間30分） |
| 令和7年<br>11月16日<br>（日） | 設計製図試験 | 11:00～17:00（6時間）    |

### 5-2. 試験地

札幌市・仙台市・東京都・名古屋市・京都府・大阪府・広島市・福岡市・沖縄県（学科のみ実施）

## 6. 合格者の発表等

### 6-1. 合格者の発表

学科試験           ：令和7年8月21日（木）予定

設計製図試験：令和8年1月22日（木）予定

「学科試験」及び「設計製図試験」の結果は、可否に関わらず通知します。不合格の場合、試験の成績を併せて通知します。通知方法については、郵送での通知は行わず、電子交付となります。

### 6-2. 試験問題及び合格基準等の公表

受験者に配布した試験問題については、試験終了まで在室した者に限り、その持ち帰りを認めます。

試験問題については、試験日の翌営業日以降にセンターホームページで掲載します。また、合格者発表の際に試験問題及び合格基準等（「学科試験」の正答肢・配点・合格基準点、「設計製図試験」の解答例・採点のポイント・採点結果の区分・合格基準、試験データ等）をセンターホームページで掲載します。

## 7. 受験総合案内書による確認

当年度インテリアプランナー試験受験申込方法等の詳細については、令和7年3月3日（月）からセンターホームページで公表される「**受験総合案内書**」により確認してください。

## 8. 学習参考書「インテリアプランナーガイドブック」の頒

受験者等へ資格制度の理解や学習しやすい環境を提供するために、資格制度の概要、試験概要、試験データ、出題範囲、過去問題・正当肢・解答例・解説等を掲載した学習参考書「インテリアプランナーガイドブック」を頒布していますので、ご活用ください。

- ・「学科試験編」と「設計製図試験編」があります
- ・頒布価格 学科試験編           2,970円（消費税込）  
                  設計製図試験編       3,960円（消費税込）
- ・購入方法の詳細は、センターホームページをご覧ください。

## 9. 登録について

インテリアプランナー試験合格者発表の際に、登録手続きをご案内いたします。所定の登録要件を満たす場合、速やかに登録手続きを行ってください。

インテリアプランナー試験の合格者は、登録を受けることにより「インテリアプランナー」の称号が付与されます。

また、学科試験の合格者は、登録を受けることにより「アソシエイト・インテリアプランナー」の称号が付与されます。

# インテリアプランナー登録

## 1. 登録資格

インテリアプランナー試験の合格者で、下記の区分のいずれかに該当する者は、インテリアプランナー登録を受けることができます。ただし、「2. 登録の欠格事由」に該当する者は、登録を受けることができません。

また、インテリアプランナー試験の合格者となる日から5年経過して登録（遅延登録）を受けようとする場合、センターが実施する所定の講習を修了する必要があります。

### 登録資格一覧表

| 条件 |      | 学歴または資格                            |                   | インテリアに関する必要実務経験年数(注2・3)         |       |
|----|------|------------------------------------|-------------------|---------------------------------|-------|
| 区分 |      | 最終卒業学校                             | 課程(注1)            |                                 |       |
| 学歴 | (1)  | 大学                                 |                   | インテリア又は建築に関する課程で「一括して認められている課程」 | 卒業後0年 |
|    | (2)  | 短期大学※                              |                   |                                 |       |
|    | (3)  | 高等専門学校                             |                   |                                 |       |
|    | (4)  | 専門学校<br>専修学校                       | 専門課程で<br>修業年限2年以上 |                                 |       |
|    |      | 各種学校                               | 高卒以上で<br>修業年限2年以上 |                                 |       |
|    | (5)  | 上記(1)～(4)に掲げる学校                    |                   |                                 |       |
| 資格 | (6)  | 一級建築士                              |                   | 資格取得後0年                         |       |
|    | (7)  | 二級建築士                              |                   |                                 |       |
|    | (8)  | 木造建築士                              |                   |                                 |       |
| 実務 | (9)  | 上記(1)～(8)に掲げる以外の者                  |                   | 2年以上                            |       |
| —  | (10) | その他、上記(1)～(8)に掲げる者と同<br>等以上と認められる者 |                   | 0年                              |       |

※専門職大学の前期課程を含む。

なお、専門職大学及び専門職短期大学の卒業生については、従来の大学及び短期大学の卒業生と同じ扱いとなります。

### 注1. 学校の課程について

#### 1. 一括して認められている課程

課程の名称（専攻・コース・系の名称に付されている場合を含む）が、次のいずれかに該当するもの。ただし、専門学校等の夜間部を除く。

インテリア科、インテリアデザイン科、建築学科、建築科、建築工学科、建築デザイン科、建築設計科、住居学科

#### 2. 個別に認められている課程

「一括して認められている課程」以外の課程で、当センター理事長が定める〔認定基準〕を満たしている課程については「インテリアに関する実務経験年数」が不要になります。

「個別に認められている課程」の一覧は当センターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/shiken/ip/index.html>)に掲載します。

### 注2. インテリアに関する実務経験について\*

インテリアに関する次の①～⑥に掲げる業務を専門的に行っている場合「インテリアに関する実務経験」として認められます。

①企画 ②設計 ③工事監理 ④施工管理 ⑤研究・教育  
⑥その他(積算・セールスエンジニアリング等)

\*「建築物全般を対象とする業務の取扱い」及び「インテリアエレメントを対象とする業務の取扱い」については、当センターホームページ上で確認して下さい。

### 注3. 実務経験の計算方法について

インテリアに関する実務経験年数は、インテリアプランナー試験合格の前後を問わない通算の年数とします。実務経験年数の算入期間については、登録の申請日の前日までを実務経験年数に算入することができます。

## 2. 登録の欠格事由

次のいずれかに該当する方は、登録を受けることができません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ②建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ③破産者で復権を得ない者
- ④精神の機能の障害によりインテリアプランナーの業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ⑤登録者が、その業務に関し不誠実な行為をしたことを理由に、登録を抹消され、その抹消の日から起算して2年を経過しない者

## 3. 登録手数料

11,000円(税込)

## 4. 登録の有効期間

- ①登録日より5年経過後の9月30日までとなります。
- ②登録を更新するためには、有効期限前に更新講習の課程を修了する必要があります。

## 5. 称号の付与

登録申請後、当センターにおいて登録の審査を行い、登録資格の要件を満たす場合、インテリアプランナー登録簿に記載され、インテリアプランナーの称号が付与されます。

## 6. 登録証

登録者には、インテリアプランナー登録証が交付されます。

# アソシエイト・インテリアプランナー登録

## 1. 登録資格・登録の欠格事由

インテリアプランナー学科試験の合格者は、アソシエイト・インテリアプランナーの登録を受けることができます。ただし、前述の「2. 登録の欠格事由」に該当する場合、登録を受けることができません。また、インテリアプランナー学科試験の合格者となる日から5年経過した場合、登録を受けることはできません。

## 2. 登録手数料

2,200円(税込)

## 3. 登録の有効期間

- ①登録日より5年経過後の9月30日までとなります。
- ②登録を更新するためには、有効期限前に更新講習の課程を修了する必要があります。

## 4. 称号の付与

登録申請後、当センターにおいて登録の審査を行い、登録資格の要件を満たす場合、アソシエイト・インテリアプランナー登録簿に記載され、アソシエイト・インテリアプランナーの称号が付与されます。

## 5. 登録証

登録者には、アソシエイト・インテリアプランナー登録証が交付されます。

〈資格取得までの主な流れ〉

